

予約不要
ご利用は無料

南相馬市の皆さんへ

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
南相馬市と連携して 税の申告相談会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家とその場で話をして 申立てをすることができます

例えば このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



*裏面の和解事例
「公表番号2153」を
ご参照下さい



避難によって
家族が離れ離れに



自宅の除染
作業を行った



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなつた



生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり

直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2026年(令和8年)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|-------|----|-------|-------|----|
| 2月 1 | 2 | 3 | 4 | 5 原町 | 6 原町 | 7 |
| 8 | 9 原町 | 10 原町 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 原町 | 20 原町 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 小高 | 27 小高 | 28 |
| 3月 1 | 2 | 3 | 4 | 5 鹿島 | 6 鹿島 | 7 |
| 8 | 9 鹿島 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |

会場

原町:サンライフ南相馬

小高:浮舟文化会館

鹿島:万葉ふれあいセンター

ADR受付時間

9:00~14:00

9:00~14:00

9:00~14:00

南相馬市以外の方でもご利用できます。税の申告をされない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

- ADR手続の流れ
- センターの
事務所・支所等



お問い合わせ先 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

フリーダイヤル



0120-377-155 (平日10時~17時)

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

公的除染後の自主除染に対する賠償が認められた事例 公表番号2137



- 申立人:南相馬市原町区に居住する方
- ポイント:自宅周辺の公的除染が2回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情が考慮された。
- 和解内容:除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした。

生活基盤変容慰謝料が増額された事例 公表番号2153

- 申立人:南相馬市小高区に居住していた方々(夫婦及び夫の父母)

- ポイント及び和解内容:

生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の増額分としての下記の賠償が認められるなどした。

- ①父につき、原発事故時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、50万円の賠償
- ②母につき、原発事故時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、行政区の婦人部の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、50万円の賠償。
- ③夫につき、原発事故時の居住期間が50年以上にわたっていたこと、行政区の青年団の役員や消防団員等の活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故前は畜産農業を営んでいたものの、帰還後に畜産農業を再開できなかったこと等を考慮し、15万円の賠償。



生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことといいます。

就労不能損害の賠償が認められた事例 公表番号2155



- 申立人:南相馬市鹿島区に居住していた方
- ポイント:南相馬市原町区所在の会社に勤務して樹木伐採の業務に従事していたが、原発事故後、樹木の伐採を行っていた地域(飯舘村)が居住制限区域等に指定されて樹木の伐採を行うことができなくなったために上記会社の業績が悪化して経営難となり、平成24年3月に職を失うに至ったなどの事情が考慮された。
- 和解内容:平成25年1月から平成27年2月までの就労不能損害(原発事故の影響割合につき、平成25年1月から平成26年12月までは10割、平成27年1月及び同年2月は9割として算定。なお、平成24年12月までの分は直接請求手続により支払済み)の賠償が認められた。

ADRセンター相双支所
(南相馬市役所北庁舎2階)でも
平日は毎日、申立ての受付を
しています

この2階です
※予約不要
9時~17時



平日昼間には時間が取れない方は

詳細はこちらから▼

平日夜間・土曜窓口をご利用ください

令和8年3月までの開設日 2月7日(土)13時~17時

3月4日(水)16時~20時

対面(福島事務所へ来所)

*郡山駅東口徒歩5分

避難先やご自宅からも利用できます



予約
優先制



電話



完全予約制
(先着順)

オンライン(Zoom会議)

